

東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項の一部改正について

改正理由

法人化に伴い、所要の改正を行う。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項</u> (趣旨) 1 <u>国立大学法人東京学芸大学文書処理規則第27条</u>の規定による公印の押印省略については、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 (公印の押印省略の手順) 3 前項の公印の押印を省略する文書については、原議書の「<u>添付物及び施行注意</u>」欄に公印省略と明記の上、決裁を受け、文書の公印押印箇所に「(公印省略)」と記入するものとする。 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</u>	東京学芸大学公印の押印省略に関する取扱要項 (趣旨) 1 東京学芸大学文書処理規則第20条の2の規定による公印の押印省略については、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 (公印の押印省略の手順) 3 前項の公印の押印を省略する文書については、原議書の「<u>施行上の注意</u>」欄に公印省略と明記の上、決裁を受け、文書の公印押印箇所に「(公印省略)」と記入するものとする。